

四日市市告示第395号

四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年5月16日

四日市市長 森 智広

四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和5年4月10日付こ支家第13号こども家庭庁支援局長通知）別紙）に基づき支給する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「国給付金」という。）の対象とならないひとり親世帯についても、食費等の物価高騰等の影響を受けて家計が悪化しており、子育てに対する負担の増加などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を広く支援するため、臨時特別給付金を早期に支給する四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業に関し、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 四日市市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、市に居住する次の各号に定める者（以下「支給対象者」という。）に対し、四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- (1) 申請時点において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、国給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分を含む）の対象とならない者
- (2) 申請時点において、離婚協議中により配偶者と別居し、かつ、婚姻を解消した際には受給資格者となることが想定される児童と同居する父又は母であって、国給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分を含む）を受けていない者
- (3) 申請時点において、配偶者からの暴力を理由に児童とともに避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者を含む。）で、婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。）が発行されており、かつ、

仮に婚姻を解消した際には受給資格者となることが想定される児童と同居する父又は母であって、国給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分を含む）を受けていない者

（四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の金額は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）で定める程度の障害の状態にある児童（以下「対象児童」という）1人につき3万円を1回に限り支給する。

（支給の申請及び支給の方式）

第4条 四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙第1号様式の申請書（以下「申請書」という。）により、市に対して申請を行う。

2 申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 市の申請受付開始日は、令和5年6月1日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日までとする。

（代理による申請）

第6条 代理により第4条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者とする。

（申請者に対する支給の決定）

第7条 市長は、第4条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第4条第2項各号に掲げる方式により四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

（四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給等に関する周知）

第8条 市長は、四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者から第5条第2項の申請期限までに第4条第1項の申請が行われなかった場合、当該申請者が四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年4月30日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第10条 市長は、四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 四日市市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（四日市市補助金等交付規則の適用除外）

第12条 この給付金は、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

（その他）

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

四日市市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

四日市市長殿

受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	〒 ー 電話 ()

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※ 18歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び親族以外の同居者

同居する配偶者がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無

親族以外の同居する方がいる場合は下記も記入ください。

申請者との関係	性別	氏名

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人につき30,000円となります。

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 給付金の支給要件

申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当している方

以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しないが、以下のいずれかに該当する方

以下のいずれかの該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	離婚協議中により配偶者と別居し、かつ、婚姻を解消した際には受給資格者となることが想定される児童と同居する父又は母
<input type="checkbox"/>	申請時点において、配偶者からの暴力を理由に児童とともに避難し、配偶者と生計を別にしている者で、仮に婚姻を解消した際には受給資格者となることが想定される児童と同居する父又は母

※ 離婚協議中であることを明らかにできる書類(協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等のいずれか)を添付してください。

※ 配偶者からの暴力を理由に避難していることを明らかにできる書類として、婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。))を添付してください。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 国の給付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金)の対象者ではありません。
- 四日市市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、四日市市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、四日市市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 四日市市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、四日市市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

『四日市市子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)』(本書)

※必要事項をご記入ください。

『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『支給要件を確認できる書類』

※戸籍謄本又は抄本をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)

なお、離婚協議中で配偶者と別居している場合は、確認するための書類を添付してください。

また、配偶者からの暴力を理由に避難している場合は、確認するための書類を添付してください。